

立川市変動型最低制限価格制度試行運用基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年立川市要綱第48号。以下「要綱」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(算定対象)

第2条 要綱第2条に規定する業務委託のうち財務部長が指定したものは、原則として次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建設工事に係る設計、測量等に関するもの
- (2) 総価契約で予定価格が3,000,000円以上のもの
- (3) 単価契約で発注限度額が3,000,000円以上のもの
- (4) 立川市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成8年立川市訓令甲第3号）第1条に規定する立川市競争入札参加資格等審査委員会において、変動型最低制限価格を算定する対象として決定したもの

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。